

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 6 か月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、次の基準により手数料の一部を返還します。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内 | 80% |
| (2) 入社後 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内 | 50% |
| (3) 入社後 3 ヶ月を超え 6 か月以内 | 10% |

ただし、紹介予定派遣の場合派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社アシスト